

【本号の内容】

1. はじめに
2. アーン・アウト条項の概要
3. 日本基準における会計処理
4. IFRSにおける会計処理
5. おわりに

株式会社デューデリジェンス (DCo) はGCAサヴィアグループの一員として、M&A・事業再生に関する高い専門的知識と豊富な経験を有しており、高品質かつ広範囲のデューデリジェンス・サービスを提供するとともに、企業価値評価、会計・税務に関するストラクチャリング・アドバイス、ポストディールサポートまで幅広いサービスを提供致します。

詳しくは、www.dcock.comにて紹介しています。

～アーン・アウト条項に係る日本基準及びIFRSにおける会計処理～

1. はじめに

「アーン・アウト条項」と言われても、ピンと来ない方が多くいらっしゃるのではないのでしょうか。「アーン・アウト条項」とは、買収金額の一部の支払いを、買収取引の実行後一定の期間内に、財務的目標などの特定の条件が成立したことを条件に行う売主及び買主の合意のことを言います。アーン・アウト条項は、アメリカにおいては一般的に利用されており、American Bar Association(アメリカ法曹協会)が2009年12月23日に出版した2009 Private Target M&A Deal Points Studyによると、2008年にアメリカで実施され、買収契約書が公開された非公開会社を対象会社とするM&Aのうち約30%に利用されています。一方、日本においては従前利用されることはほとんどありませんでしたが、ここ数年クロスボーダー案件を中心にアーン・アウト条項を利用する案件が増加傾向にあります。

アーン・アウト条項を利用する案件が増加するにつれて、特定の条件が成立した際に支払う買収対価(以下、「条件付取得対価」という)の会計処理が重要となってきております。そのような中、条件付取得対価の会計処理が日本基準とIFRSとの間で異なるため、企業会計基準委員会はIFRSへのコンバージェンス作業の主要な論点として取り扱っており、今後日本基準が改正される可能性があります。

そこでDCo News 第22号では、アーン・アウト条項に係る条件付取得対価の日本基準における会計処理について解説した上で、IFRSへコンバージェンスされた場合にどのような影響がもたらされるのかについて解説致します。

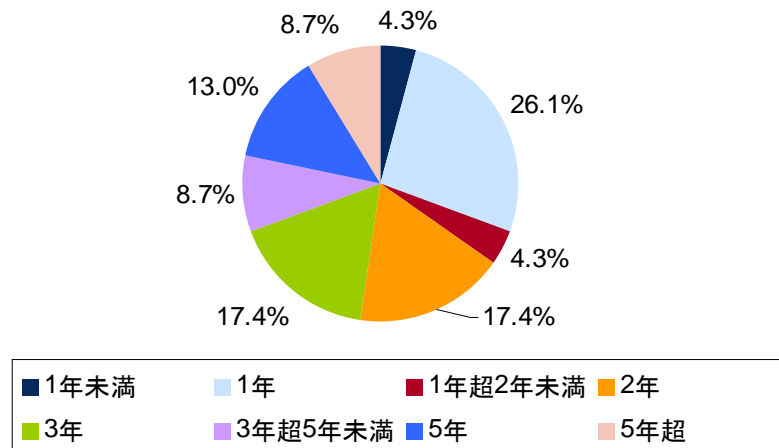
2. アーン・アウト条項の概要

会計処理を解説する前にアーン・アウト条項の概要についてまず解説致します。

アーン・アウト条項の定義は上述した通りですが、実務においては「一定の期間」及び「特定の条件」をどのように定めるのが問題となります。2009 Private Target M&A Deal Points Studyによると、アメリカにおいては

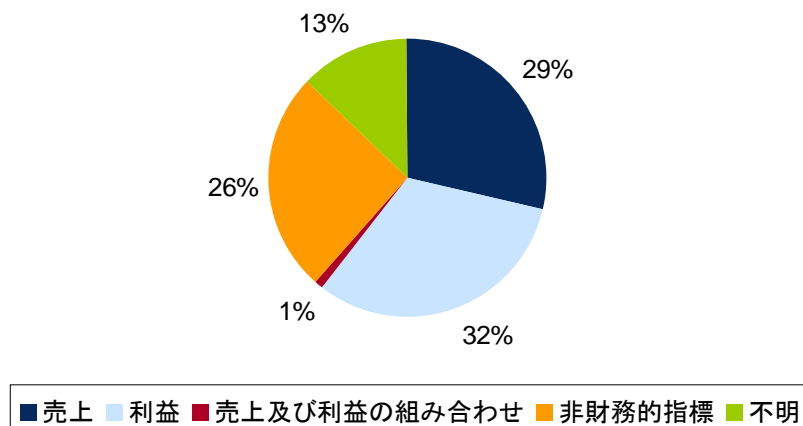
「一定の期間」を2年以内としているものが52.1%、3年以内としているものが69.5%を占めている一方で5年以上としているものも8.7%あります(図1参照)。また、「特定の条件」の基準を利益(EBITDAなど)としているものが32%、売上高としているものが29%を占めている一方で非財務的指標を採用しているものも26%あります(図2参照)。日本においては、有価証券報告書などによる開示状況を見る限り、「一定の期間」を2~5年としているものが多く、「特定の条件」の基準を業績(売上高及び利益など)としているものが多く見受けられます。

【図1】一定の期間の割合(アメリカ)



『出典: 2009 Private Target M&A Deal Points Study(American Bar Association)』

【図2】特定の条件の基準の割合(アメリカ)



『出典: 2009 Private Target M&A Deal Points Study(American Bar Association)』

なお、一般的にアーン・アウト条項が利用される目的は、以下のようなメリットがあるためです。

- ① 買収価格に合意できない場合であっても、アーン・アウト条項を利用することにより、事業買収取引を実施することが可能となる
- ② 買主が過大な買収対価を支払うことを防止することが可能となる
- ③ 売主が適正な買収対価にて売却することが可能となる

一方、アーン・アウト条項を利用することには、以下のようなデメリットもあることを忘れてはいけません。

- ① 不測の事態が発生した場合や経営の状況が買収後変更された場合(事業売却、追加出資、事業内容の変更等)には、追加の買収対価の支払を巡って紛争となる可能性がある
- ② 対象会社の株主がそのまま対象会社の経営陣として経営に参画し続ける場合、経営陣が追加代金の極大化に邁進する結果、本来の買い手の期待する経営の方向とは別の行動を取る可能性がある

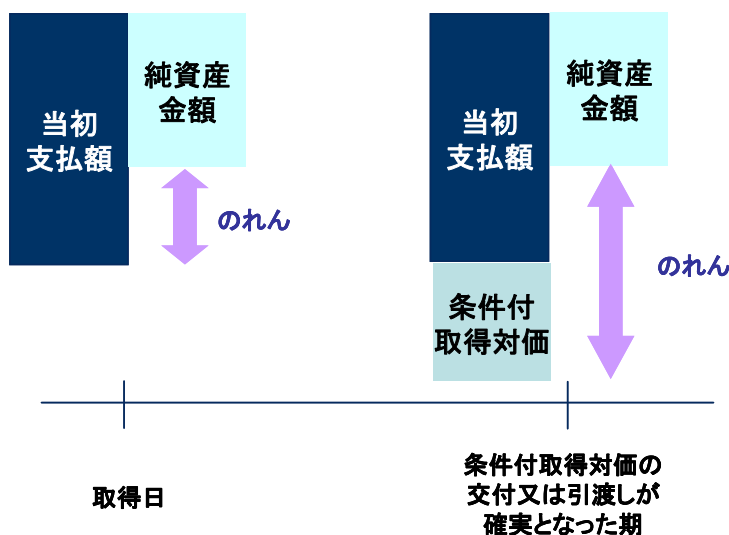
そのため、アーン・アウト条項を利用するかどうかは、メリット及びデメリットを慎重に検討したうえで決定する必要があります。

3. 日本基準における会計処理

企業結合会計基準において、条件付取得対価の会計処理は、当該条件付取得対価の交付又は引渡しが確実となるまで会計処理を行わないこととされています。つまり、取得日においては当初の支払額に基づきのれんが計上され、条件付取得対価の交付又は引渡しが確実となった期においてのれんが追加的に認識されることとなります(図3参照)。

条件付取得対価に対応するのれんは追加的に認識される

【図3】日本基準における会計処理



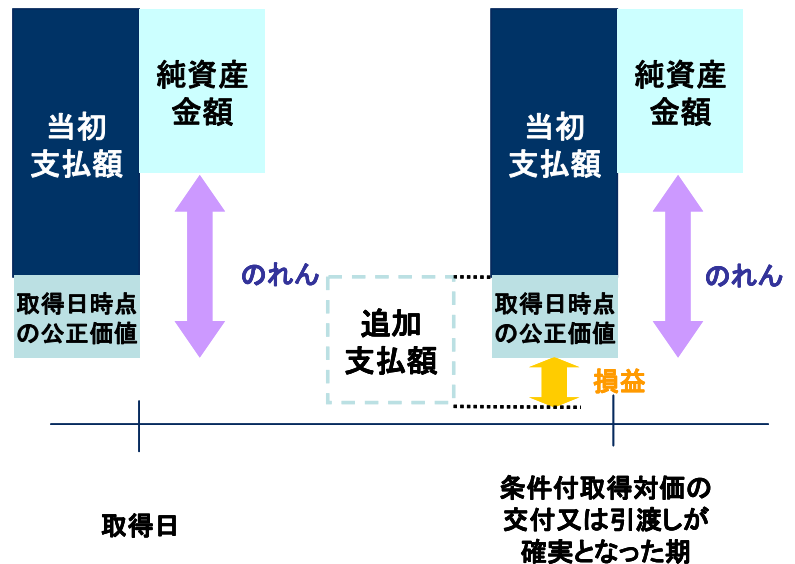
なお、追加的に認識されたのれんは、取得日時点で認識されたものと仮定されます。そのため、条件付取得対価の交付又は引渡しが確実となった期に計上されるのれんの金額は、取得日から追加ののれんが認識されるまでの期間ののれん償却費を控除した金額となります。なお、過年度分に係るのれん償却費は特別損失に計上され、当期に係るのれん償却費は販管費に計上されることとなります。

4. IFRS における会計処理

条件付取得対価に対応するのれんは取得日時時点で公正価値により計上される

次にIFRSにおけるアーン・アウト条項に係る条件付取得対価の会計処理について解説いたします。企業結合について規定したIFRS3号において、条件付取得対価の会計処理は、取得日時時点で公正価値により評価することとされています。そして、利益目標の達成など特定の条件の成立により公正価値が変動した場合、損益として処理(但し、買収対価が自社の株式の場合資本の変動として処理)することとされています。つまり、取得日時時点で公正価値により計上された条件付取得対価の金額は、原則として変更されることはないため、減損損失を認識しない限りのれんの金額も変動しません(図4参照)。

【図4】IFRS における会計処理



【設例】

アーン・アウト条項

利益目標を達成した場合100億円を現金にて支払う

公正価値を50億円と評価
(のれん:50億円、未払金:50億円計上)

目標達成
100億円支払う必要があるため、未払金50億円を追加計上
あるいは
50億円のキャッシュ・アウトを認識

目標未達成
追加の支払の必要がないため、未払金50億円を取崩

損失50億円計上

利益50億円計上
のれんの減損リスク増大

設例のように公正価値を計上したにもかかわらず、利益目標などを達成せず、追加代金の支払がなかった場合には、取得日時点で計上された未払金の取り崩しによる利益が計上されます。一方、利益目標などを達成していないことから事業の公正価値が帳簿価額を下回っている恐れがあり、のれんの減損損失が計上される可能性が高くなります。また、逆に取得日時点の公正価値以上に追加代金の支払があった場合には、損失が計上されることとなります。

そのため、IFRS においては公正価値の測定が非常に重要となります。公正価値の測定は、取得企業が利益目標の達成の確度をどう考えているかにより大きく影響を受けることとなります。つまり、取得企業が利益目標などの達成の確度が高いと判断した場合公正価値は相対的に多額になり、逆に低いと判断した場合相対的に少額となります。

よって、日本基準以上に、IFRS においては対象企業が利益目標などを達成可能であるか適切に評価することが求められます。

5. おわりに

昨年日本企業による海外企業のM&A(合併・買収)が総額5兆円を超え、過去最高となり、その流れは今後も続くものと予想されます。そのような中、アーン・アウト条項の利用が検討される機会も益々増加するものと思われます。

そのため、アーン・アウト条項のメリット・デメリットを十分理解するのももちろんのこと、のれんの減損損失など予期せぬ損失を計上しないためにもアーン・アウト条項が会計上どのような影響をもたらすのか正しく理解しておくことが重要となってきます。

お問い合わせ先:

株式会社デューデリジェンス

中井 和彦	ヴァイスプレジデント	knakai@dcokk.com
戎野 順一	アソシエイト	jebisuno@dcokk.com